

## 今は、春爛漫で爽やかな新緑の季節、連休でちょっと一息

新学期が始まってちょうど一か月がたちました。気の引き締まった一か月だったかなと思います。

君たちは今、日々成長しています。高校生活は、人格形成にとって大切な時期となります。



5月3日は、**憲法記念日**です。

まさに基本的人権はこの憲法によって保障されています。昭和22年5月3日に日本国憲法が施行され事実上の日本国が再出発の日といえます。憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原理とした「最高法規」です。「その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と憲法第98条で定められています。

### 日本国憲法の構成 (条文を一部抜粋) 前文

第一章 天皇 第1条 天皇の地位 (象徴天皇)、国民主権 から第8条

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第二章 戦争の放棄 第九条 戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認

第三章 国民の権利及び義務 (基本的人権) 第10条から第40条

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第四章 国会 第四十一条から第六十四条

第五章 内閣 第六十五条から第七十五条

第六章 司法 第七十六条から第八十二条

第七章 財政 第八十三条から第九十一条

第八章 地方自治 第九十二条から第九十五条

第九章 改正 第九十六条

第十章 最高法規 第九十七条から第九十九条

第十一章 補則 第百条から第百三条

〔参考文献及び推薦図書の紹介〕 新装版 日本国憲法 講談社学術文庫 超訳日本国憲法 池上彰著 新潮社  
憲法と君たち 佐藤功著 時事通信社 憲法主義 南野森・内山奈月著 PHP研究所